

SBI証券の約款・規程集 新旧対照表 (2025年1月1日)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p style="margin: 0;">(2025年1月)</p> <p style="margin: 0;">第9章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款</p> <p style="margin: 0;">第1条～第4条 (略)</p> <p style="margin: 0;">(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p style="margin: 0;">第5条 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p> <p style="margin: 0;">(1)～(15) (略)</p> <p style="margin: 0;">(16) <u>お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、出国する日までに所定の方法により一般口座に払出した上場株式等について、帰国をした後、所定の方法により、当社の特定口座に移管された上場株式等</u></p> <p style="margin: 0;">(17) (略)</p> <p style="margin: 0;">2 (略)</p> <p style="margin: 0;">第6条～第11条 (略)</p> <p style="margin: 0;">(契約の解除)</p> <p style="margin: 0;">第12条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p style="margin: 0;">(1) (略)</p> <p style="margin: 0;">(2) <u>お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u></p> <p style="margin: 0;">(3)～(6) (略)</p> <p style="margin: 0;">(出国に伴う特定口座の取扱い)</p> <p style="margin: 0;">第13条 <u>前条第2号に該当し特定口座が廃止される場合において、お客様が当社に対し、海外に出国する日までに特定口座継続適用届出書を提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出</u></p>	<p style="margin: 0;">(2024年8月)</p> <p style="margin: 0;">第9章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款</p> <p style="margin: 0;">第1条～第4条 (略)</p> <p style="margin: 0;">(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p style="margin: 0;">第5条 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p> <p style="margin: 0;">(1)～(15) (略)</p> <p style="margin: 0;">(新設)</p> <p style="margin: 0;">(16) (略)</p> <p style="margin: 0;">2 (略)</p> <p style="margin: 0;">第6条～第11条 (略)</p> <p style="margin: 0;">(契約の解除)</p> <p style="margin: 0;">第12条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p style="margin: 0;">(1) (略)</p> <p style="margin: 0;">(2) <u>お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき</u></p> <p style="margin: 0;">(3)～(6) (略)</p> <p style="margin: 0;">(新設)</p>

するときは、出国前の特定口座から払出された上場株式等を出国扱いの口座（以下「出国口座」といいます。）で管理し、帰国後に再開設した特定口座に受入れることができます。

2 前項にかかわらず、出国の日から出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出するまでの間に出国口座への受入れ又は払出しが行われた銘柄については、帰国後に特定口座に受入れることができません。ただし、出国口座への受入れまたは払出しが、株式分割、併合、株式無償割当て、合併等の法令にも基づく事由による場合は、この限りではありません。

第 14 条～第 17 条 （略）

第 14 章 投資信託積立約款

第 1 条～第 9 条 （略）

(解約)

第 10 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。

(1)～(2) (略)

(3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合

(4)～(10) (略)

第 11 条～第 12 条 (略)

第 17 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

第 1 節 非課税口座

第 1 条～第 4 条 (略)

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)

第 5 条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされているもの)に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国

第 13 条～第 16 条 (略)

第 14 章 投資信託積立約款

第 1 条～第 9 条 (略)

(解約)

第 10 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。

(1)～(2) (略)
(新設)

(3)～(9) (略)

第 11 条～第 12 条 (略)

第 17 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

第 1 節 非課税口座

第 1 条～第 4 条 (略)

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)

第 5 条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされているもの)に限り、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予

届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)、(2)に掲げるものおよび租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

(1)～(3) (略)
2 (略)

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)

第 5 条の 2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

(1)～(2) (略)

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第 5 条の 3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)に掲げるものを除きます。)のみ

約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

(1)～(3) (略)
2 (略)

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)

第 5 条の 2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、)のみを受け入れます。

(1)～(2) (略)

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第 5 条の 3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限る。)のみを受け入れます。

<p>を受け入れます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第 5 条の 4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、<u>「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)、(2)に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第 2 項に掲げるものを除きます。</u>) のみを受け入れます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 6 条～第 8 条 (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第 5 条の 4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、<u>租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第 2 項に掲げるものを除きます。</u>) のみを受け入れます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 6 条～第 8 条 (略)</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第 9 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします。(第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、<u>「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第 9 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします(第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第 9 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします。(第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第 9 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします(第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に</p>

定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

(1)～(2) (略)

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条の 2 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該

定めるところにより取扱うものとします。

(1)～(2) (略)

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条の 2 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

<p>1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条～第 13 条 (略)</p> <p>第 2 節 未成年者口座及び課税未成年者口座</p> <p>第 14 条～第 20 条 (略)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第 21 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客様がその年の3月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)</u>の前年 12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)</u>及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第 22 条～第 24 条 (略)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 25 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の8第 1 2 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条～第 13 条 (略)</p> <p>第 2 節 未成年者口座及び課税未成年者口座</p> <p>第 14 条～第 20 条 (略)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第 21 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</u></p> <p>(1) <u>災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)</u>による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第 22 条～第 24 条 (略)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 25 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の8第 1 2 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

<p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>同令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p> <p>第 26 条～第 40 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 雑則</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 41 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様が当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出したとき</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</u></p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>第 42 条～第 44 条 (略)</p>	<p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第 26 条～第 40 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 雑則</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 41 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様が当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出したとき (新設)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>第 42 条～第 44 条 (略)</p>
--	---

以上